

税理士 大城 眞徳

プロフィール

昭和 48 年 1 月 開 業
kbc 学園グループ 理 事 長

新企画スタート：第 11 回

「知って得する・ためになる」

税務トピック！

『 貸倒損失 』

近年、取引先の業績低迷により不良債権をかかえている法人が増加しています。経営者としては、不良債権を当然貸倒損失として経費処理したいところですが、税務上では簡単には認めてくれません。ただし、次のような事実が生じた場合には、貸倒損失として損金の額に算入されます。

1. (法律上の貸倒れ)

債権の全部又は一部が法的手続きにより切捨てられた場合

(1)対象債権: 売掛債権や貸付金等の金銭債権が対象となります。

(2)貸倒が認められる事実

- ①会社更生法による更正計画の認可の決定があった場合。
- ②特別精算に係る協定の認可または整理計画の決定または和議の決定。
- ③民事再生法の再生計画認可の決定があった場合
- ④私的整理による次のような関係者の協議決定があった場合
 - (イ)債権者集会の協議決定で合理的な基準により債務者の負債整理を定めているもの
 - (ロ)行政機関又は金融機関などの斡旋による協議契約で合理的基準によるもの
- ⑤債務者の債務超過の状態が相当期間継続し、その金銭債権の弁済を受けることができないと認められる場合。(この場合、債務免除の通知をした金額が貸倒損失となります。)

(3)貸倒の対象金額: 上記(2)の事実により切捨てられることとなった部分の金額

(4)損金算入の時期: 上記(2)の事実が発生した事業年度において貸倒れとして損金の額に算入されます。この場合、法人の損金経理(決算において、貸倒損失として経理すること)を要件とせず、損金の額に算入できます。

2. (事実上の貸倒れ)

債権の全額が債務者の支払能力等からみて回収不能となった場合

(1)対象債権: 売掛債権や貸付金等の金銭債権が対象となります。

(2)貸倒が認められる事実

債務者の資産状況・支払能力等からみてその全額が回収できないことが明らかになった場合(ただし、担保物がある場合は、処分をした後でないと貸倒処理ができません。)

(3)貸倒の対象金額: 金銭債権の全額

(4)損金算入の時期: 回収できないことが明らかになった事業年度において損金経理をしたときは、貸倒れとなる金額を損金の額に算入できます。

3. (形式上の貸倒れ)

(形式上の貸倒れ)債務者との取引停止後、1年以上回収ができない場合

(1)対象債権: 売掛債権のみが対象となります。(貸付金等は対象外)

(2)貸倒が認められる事実

- ①継続的な取引を行っていた債務者について、資産状況・支払能力等が悪化したために取引を停止し、それ以後 1 年以上経過した場合。(ただし、担保物がない場合)
 - ※「取引停止日」とは、次のうち一番遅い日をいいます。
 - a. 取引停止日(実際に取引を停止した日)
 - b. 最後の返済期(最後の返済を受ける予定の日)
 - c. 最後の返済日(最後の返済を実際に受けた日)
 - ※「継続的な取引」とは、例えば不動産取引のようにたまたま取引を行った債務者に対して有する売掛債権については、この取扱の適用はありません
- ②同一地域の債務者について有する売掛債権の総額が、その取立てのために要する旅費その他の費用に満たない場合で、その債務者に対し支払を催促しても返済が無い場合

(3)貸倒の対象金額: 売掛債権の額から備忘価格(1 円以上の金額)を控除した残額

(4)損金算入の時期: 上記の事実が発生した事業年度において、損金経理した場合には、貸倒となる金額を損金の額に算入できます。

法人税法上、不良債権を貸倒損失として経費で認めてもらうためには、いつの時点で貸倒損失となるのか判断し、適切な経理処理をする必要があります。また、貸倒損失の発生は企業にとっては大きな損失ですので、貸倒れを発生させない為に債権管理を行うことも大切です。

とんとん！
業績アップ！とことん「儲かる」にこだわる税理士事務所
大城眞徳税理士事務所
〒901-2132 満洲市伊祖1-33-1(牧港建設第2ビル3階)
TEL098-876-8231 FAX098-876-8304

< 税務支援 >
○ 税務代理 ○ 税務相談 ○ 税務書類作成
< 経営支援 >
○ 決算事前対策 ○ 経営計画策定 ○ 業績管理支援
○ 起業家支援 ○ 経営革新支援 ○ ハソコン会計支援
○ 建設業「経審」 ○ 生命保険指導

(URL) <http://www.masism.com> ←...「税務トピック！」がメルマガになりました